

## 第13回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和2年12月10日  
場 所 シビックコア 研修室2

### 委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分  
閉 会 時 刻 午前9時35分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第13回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。 よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。1年が過ぎようとしています。問題も無く1年が経ち、ご協力ありがとうございます。あと2年間務めていただくことになります。よろしくお願ひします。それでは、第13回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第13回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、4番議席 田中敏夫委員と、12番議席 石原昭彦委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) 議長	それでは、日程第2 報告第28号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」を議題といたします。  事務局の説明をお願いします。

	事務局	<p>日程第2 報告第28号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回1法人は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。</p>
	議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次に進みます。</p>
(日程第3)	議長	<p>続きまして、日程第3 議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第3 議案第67号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転) 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請(所有権移転)があつたので議決を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積491m<sup>2</sup>です。 &lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt; &lt;46番案件&gt;の申請地は、藤原町大貝戸地内の畠です。 譲受人である藤原町大貝戸の [REDACTED] が愛知県あま市の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、491m<sup>2</sup>を売買により譲り受け る申請です。</p> <p>この件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の 結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよ</p>

		ろしくお願ひいたします。
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特にないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)」について、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第4)	議長	<p>続きまして、日程第4 議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第4 議案第68号  農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、2件、7筆で面積940.08m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;6番案件&gt;の申請地は、北勢町東村地内の畠、田です。伊勢治田駅が300m以内にあるため、農地区分は第3種農地です。</p> <p>申請人である北勢町東村の [REDACTED] が、議案書に記載の3筆、225.08m<sup>2</sup>を既にコンクリート法面に転用しているため、申請を行うものです。始末書が提出されております。現場写真のとおり、コンクリートにて施工されており、農地への復元は困難と判断されます。</p> <p>&lt;7番案件&gt;の申請地は、6番案件の隣接で、同じく農地区分は第3種農地です。</p> <p>申請人である北勢町東村の [REDACTED] が、議案書に記載の4筆、715m<sup>2</sup>を既に一部宅地と進入路に転用しているため、申請を行う</p>

	<p>ものです。始末書が提出されております。現場写真のとおり、家屋及び進入路としてアスファルト舗装されており、農地への復元は困難と判断されます。</p> <p>以上、この件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、12月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第5) (日程第6)	<p>全員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」及び日程第6 議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(所有権移転)</p>

があつたので意見を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

今回の申請は、5件、6筆で3,093m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<60番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である愛知県瀬戸市の[REDACTED]が、北勢町新町の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、1,007m<sup>2</sup>を太陽光発電へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<61番案件>の申請地は、大安町高柳地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である大安町石榑東の[REDACTED]が、員弁町松之木の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、444m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水は上水道で、汚水及び雑排水は下水道を利用します。雨水排水は隣接排水路へ放流します。

<62番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である愛知県犬山市の[REDACTED]が、北勢町二之瀬の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、638m<sup>2</sup>を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ、取水はなし、汚水及び雑排水はなく、雨水は自然浸透です。

<63番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、北勢病院及び六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。

譲受人である大安町平塚の[REDACTED]が、北勢町其原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、955m<sup>2</sup>を共同住宅へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地を行い、取水は上水道、汚水及び雑排水は下水道を利用し、雨水排水は既設の道路側溝へ放流します。なお、この案件につきましては、現地調査にて写真のとおり、現場の耕土が掘り起こし及び搬出されておりましたので、申請者に状況を確認し、顛末書を提出させております。内容を抜粋して申し上げますと、この度の契約において、地中埋設物が発見された場合、売り主の責任において撤去するという内容であり、売主

が不安を感じたため申請前に耕土を撤去してしまったとのことです。造成のための土の搬入をしていないこと、当事者も反省している旨を鑑み、この度は事務局からの口頭注意で対処しましたことを報告いたします。

<64番案件>は、貸借権設定案件19番と一括申請のため合わせてご説明いたします。申請地は、大安町片樋地内の畠です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、集落接続による転用理由にて許可該当となります。

64番案件は、譲受人である大安町片樋の[REDACTED]が、大安町片樋の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、49m<sup>2</sup>を所有権移転し、また貸借権設定案件19番は四日市市の[REDACTED]が、父である[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆を使用貸借にて借り受け、一般個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。事業計画は隣接宅地と合わせて面積173.73m<sup>2</sup>を敷地面積とし、土地造成は整地を行い、外周はコンクリートブロックを施工、取水は上水道を利用します。生活排水は既設下水道管に接続し、雨水は既設道路側溝へ放流します。

#### 続きまして、日程第6 議案第70号

農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請(貸借権等設定)があったので意見を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、3件、4筆で面積749m<sup>2</sup>です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<19番案件>につきましては、先ほど議案第69号5条所有権にて説明いたしました。.

<20番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。農地区分は第2種農地です。

借り人である桑名市の[REDACTED]が、大安町石榑南の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、202m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。隣接宅地と合わせて面積242.36m<sup>2</sup>を敷地面積とし、土地造成は整地を行い、取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道へ放流、雨水排水は既設道

	<p>路側溝へ放流します。</p> <p>&lt;21番案件&gt;の申請地は、員弁町大泉地内の畠です。員弁東小学校と大泉駅が500m以内にあるため、農地区分は第3種農地です。</p> <p>借り人である大安町門前の [REDACTED] が、員弁町大泉の [REDACTED] [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、477m<sup>2</sup>を一般個人住宅施設へ使用貸借にて転用したい旨の計画です。なお、現在、雑種地となっておりますので始末書が提出されております。土地造成は盛土切土を行い、土留め工事を施工して土砂及び雨水の入出を防止します。取水は上水道を利用し、汚水及び雑排水は下水道へ放流します。雨水排水は既設水路へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転5件と、5条貸借権等設定3件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、12月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」5件、及び議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」3件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p>

		よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。
	議長	<p>続いて、議案第70号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(貸借権等設定)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
		<p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第7)	議長	<p>続きまして、日程第7 議案第71号「非農地証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第71号 非農地証明願いについて 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和2年12月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は4件、5筆、1,992m<sup>2</sup>です。</p> <p>&lt;議案書パワーポイントに基づき明細を説明&gt;</p> <p>&lt;36番案件&gt;の申請地は、大安町高柳地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、四日市市の████████で、昭和10年から倉庫兼車庫に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;37番案件&gt;の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、北勢町下平の████████で、昭和50年から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;38番案件&gt;の申請地は、大安町石榑南地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町石榑南の████████で、昭和56年頃から大工小屋に転用し、現在に至っております。</p> <p>&lt;39番案件&gt;の申請地は、大安町石榑南地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町石榑南の████████で、平成6年から宅地に</p>

		転用し、現在に至ております。
		以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。
	議長	非農地証明につきまして、何か質問はありますか。
		特に無いようですので、議案第71号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。
		全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。
		議事については、以上です。
5 その他	議長	その他でございますが、委員さんから何かありますか。 事務局から何かありますか。
	議長	よろしいでしょうか。次回は、1月5日午前9時から現地調査です。12番石原委員と13番二宮委員は出席をお願いします。1月8日に委員会となりますので、よろしくお願いします。
6 閉会の宣言 【午前9時35分閉会】	議長	これをもちまして、第13回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者

